

「みちのく潮風トレイル受入態勢強化業務」業務仕様書に関する質問への回答票

No.	資料名称	該当項目	質問内容	回答内容
1	企画コンペ実施要領	3 企画コンペ手続き等に関する事項 (5) 参加届出書類の提出 ア 参加届出書類	「共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ様式3を提案してください。」とありますが、再委託の場合も提出が必要でしょうか。	再委託予定者であっても、共同提案者でなければ様式3の提出は不要です。
2	企画コンペ実施要領	2 コンペ参加者の資格要件等	本コンペには、DMO、民間企業、業界団体、任意団体（コンソーシアム）など、どの団体でも応募は可能ですか？	企画コンペ実施要領2に定める「コンペ参加者の資格要件」に当てはまる団体であれば、どの団体でも参加の届け出が可能です。
3	業務仕様書	2 業務内容（仕様）	仕様書の業務内容（仕様）は、本事業の委託期間と委託料の中で、全て漏れなく実施しなければならないのでしょうか？	その通りです。ただし、契約後、事業の趣旨や目的を達成するために途中で仕様を変更（変更契約）する可能性があります。
4	業務仕様書	2 業務内容（仕様） (1) みちのく潮風トレイル受入態勢整備事業 ア コンテンツ一覧の作成	掲載するコンテンツの上限はありますか。	特にありません。
5	業務仕様書	2 業務内容（仕様） (1) みちのく潮風トレイル受入態勢整備事業 イ ワークショップ	開催の告知・募集も委託者が行いますでしょうか。	開催の告知・募集も委託者が行う想定です。
6	業務仕様書	2 業務内容（仕様） (2) みちのく潮風トレイル利用促進事業 ア 県内マップ作製	マップの納品先に指定はありますか。またある場合は何か所になりそうでしょうか。	委託者への一括納品を想定しています。
7	業務仕様書	2 業務内容（仕様）	作製する県内マップに含めなければならない情報	県内分のルートについては全線掲載し、利用促進

		(2)みちのく潮風トレイル利用促進事業 ア 県内マップ作製	は、みちのく潮風トレイル沿線の主要なところを抽出したもので良いのか、みちのく潮風トレイル全線を漏れなく網羅したものが必要なのか、周遊を促すために隣接市町村の情報を含めた方が良いのか、より広域な周遊を促すために県内全体の情報を考えるべきなのか、どの程度の範囲を求めていますか？	に当たって必要な情報を掲載することを想定しています。たとえば、みちのく潮風トレイルまでの内陸部からのアクセスや、沿岸部での移動手段として三陸鉄道、JR といった公共交通の情報の他、ターゲットとしているトレイル初級者や中級者が求める情報、伝えるべき情報に関するワークショップでの意見交換の内容も踏まえて詳細を検討する想定です。
8	業務仕様書	2 業務内容（仕様） (2) みちのく潮風トレイル利用促進事業 ア 県内マップ作製 ③規格等	掲載予定サイトとして、岩手県観光情報サイト「いわての旅」、三陸観光ポータルサイト「さんりく旅しるべ」への掲載を前提としているが、他のサイト（環境省「みちのく潮風トレイル」、みちのくトレイルクラブなど）への掲載予定はありませんか？	みちのくトレイルクラブの HP をはじめとして、みちのく潮風トレイル関係のサイトにも掲載依頼を行いたいと考えています。
9	業務仕様書	2 業務内容（仕様） (2) みちのく潮風トレイル利用促進事業 イ スポーツショップと連携したハイカー向け PR	PR 実施を行う店舗数は 1 店舗でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
10	業務仕様書	2 業務内容（仕様） (2) みちのく潮風トレイル利用促進事業 イ スポーツショップと連携したハイカー向け PR	SNS を活用した情報発信とありますが、SNS はスポーツショップの SNS を利用し情報発信をすることになりますでしょうか。	特に指定はしません。 対象となる国内のトレイル初級者・中級者への情報発信が効果的かどうかで審査します。スポーツショップの SNS による情報発信や SNS 広告、この分野において影響力のあるインフルエンサーによる発信等、自由に提案してください。
11	業務仕様書	2 業務内容（仕様） イ スポーツショップと連携したハイカー向け PR	企画コンペ提案書提出時に東京都内スポーツショップを特定して提案することは必要ですか？	必須ではありませんが、企画提案審査要領にもとづく審査において、採点に影響する可能性がありますので、可能な限り具体的な企画提案が望ましいです。

12	業務仕様書	3 契約に関する条件 (4) 権利の帰属等	本業務の実施により制作された成果物及び資料の著作権は、事業完了後県に移転するので、受託者は事業完了後にこれらの増刷を行い利益を得ることを事業とはできないのでしょうか？	本業務の成果物を、本業務完了後に受託者が増刷を行いたい場合は、権利者である委託者に申し出ていただき、許可を得る必要がありますが、本業務の趣旨・目的に合致する範囲での使用を許可するにとどまり、増刷したマップを販売するなどによって利益を得ることはできません。
----	-------	--------------------------	---	---